

川崎区「区の花」「区の木」マーク及びロゴタイプ使用承認要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市民及び川崎市内に所在する法人その他の団体が川崎区「区の花」「区の木」マーク及びロゴタイプ（以下「マーク等」という。）を使用する場合における必要事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領においてマーク等とは、川崎区「区の花」「区の木」デザインガイドライン（23川区企第310号）（以下「デザインガイドライン」という。）に基づくものをいう。

(使用手続き)

第3条 マーク等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、川崎区「区の花」「区の木」マーク・ロゴタイプ使用承認申請書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、マーク等の使用を承認し、又は不承認とするときは、川崎区「区の花」「区の木」マーク・ロゴタイプ使用承認・不承認通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。この場合において、区長は、使用の承認にあたっては、必要な条件を付すことができる。

(遵守事項)

第4条 マーク等を使用する場合は、デザインガイドラインに定めることを遵守しなければならない。

(使用承認しない場合)

第5条 区長は、次の各号の一に該当するときはマーク等の使用を承

認しないものとする。

(1) 特定の個人または団体の売名に利用しようとする場合

(2) 特定の政治活動、宗教活動及び営利活動に利用しようとする場合

(3) 区の品位を傷つけ、またはマーク等制定の趣旨の妨げとなるおそれのある場合

(4) 区が行う事業、または区が支援等を行う事業を推進する上で支障が生ずるおそれがある場合

(5) 定められた使用方法によって使用しないと認められる場合

(6) その他区長が適当でないと認める場合

(無償)

第6条 マーク等の使用の承認は、無償とする。

(所管)

第7条 この要領の所管は川崎区役所まちづくり推進部企画課とする。

(その他)

第8条 その他必要な事項は区長が定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。